

氏名 (法人にあっては名称)	パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社
住所	大阪府門真市大字門真1006番地

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は、2005年6月より特定規模電気事業を開始し、主に自社グループの工場やオフィスビルへの電力供給を行っています。 ・また、2016年1月には小売電気事業の登録を完了しました。(登録番号A0136) 		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・品質・環境本部およびグローバル調達本部が主体となって実施。 		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2022年度)	0.384 (kg-CO ₂ /kWh)	0.430 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2023年度)	0.260 (kg-CO ₂ /kWh)	0.518 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2025年度)	0.220 (kg-CO ₂ /kWh)	0.380 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2033年度)	0.200 (kg-CO ₂ /kWh)	0.360 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) 以下の取組みにより、CO ₂ 排出係数の低減を図っていきます。 ①より環境負荷の低い化石燃料により発電された電力の調達 ②再生可能エネルギーによる電力の積極的な調達		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
・ 自社発電の実績並びに計画はございません。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2022年度)	5 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	5 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025年度)	5 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	5 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
非化石証書の調達により、目標の達成を目指します。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	導入率の拡大に向けた検討に取り組みます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	自社火力発電所なし		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分毎の電力使用実績を各需要家に提供していきます。 ・ 関連省庁および広島市の環境関連政策に関する情報収集に努め、需要者に提供していきます。 		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気使用量、紙使用量、廃棄物の削減と再生化率の向上に努めていきます。 		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。